

11月は『児童虐待防止推進月間』です



～さしのべた その手がこどもの 命綱～

平成25年度「児童虐待防止推進月間」標語
桶川市要保護児童対策地域協議会

子どもの虐待を未然に防ぎましょう

たとえ「しつけのつもり」であっても、虐待は子どもの心や体に深い傷を残し、健全な成長を妨げる大きな原因となります。

連絡（通告）により、問題を抱え困っている家庭に支援の手を差し伸べ、子どもをまもることができます。連絡（通告）による職員の訪問は、虐待者を処罰することではなく、支援のきっかけとお考えください。また、連絡をした人の秘密は守られます。

子どもの虐待とは・・・

- ◆**身体的虐待**
なぐる、ける、首をしめる、やけどを負わせる、体を激しく揺さぶるなど
- ◆**性的虐待**
性的行為の強要、性器や性交を見せる、ポルノグラフィの被写体にするなど
- ◆**保護の怠慢・拒否(ネグレクト)**
家に閉じこめる、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置するなど
- ◆**心理的虐待**
「死んでしまえ」「産まなきゃ良かった」などのひどい言葉で傷つける、無視、兄弟間の差別的扱い、子どもの目の前で夫婦間で暴力をふるうなど

あなたにできること・・・

- 子育て中の親子に優しいまなざし、あたたかい見守りをお願いします
- 子育てに悩んでいる人は、ひとりで悩まずに相談してください
- 虐待で苦しんでいる子どもは、がまんしないで相談してください
- もしできるなら虐待を受けた子どもたちの親代わり（里親）になってください
- 「気にかかる子」や「もしかして虐待では？」と思ったときには下記の相談機関に連絡してください

もしかして・・・と感じたら迷わず連絡(通告)を！

- ・桶川市役所子ども支援課 ☎786-3211
- ・埼玉県中央児童相談所 ☎775-4152
(月～金 午前8時30分～午後6時15分)
- ・児童相談所休日夜間児童虐待通報ダイヤル ☎779-1154



11月～1月は滞納整理強化期間です

詳しくは☎**収税課**

市税など(市県民税、法人市民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料)を公平・公正に納付してもらうため、市では、11月～1月を「滞納整理強化期間」として、市税などの滞納整理を強化しています。

市では、自主納付をお願いしていますが、残念ながら納付いただけない滞納者に対しては、地方税法および国税徴収法の規定に基づき、給与・預貯金・生命保険・不動産・自動車などの財産の差し押えを実施します。

市税などが未納となっている場合は、早急に納付いただきますようお願いします。

納付しないまま放置しても、延滞金が増える一方で、何の解決にもなりません。

債権差押の例示(銀行、生命保険、勤務先)



納付が困難な場合は、必ず収税課までご相談ください。

滞納処分についてお答えします

- 【市税などを納付しないとどうなるの?】**
督促状、催告書などによっても納付されなかった場合は、他の納税者との公平性の観点から、財産を差し押さえます。
※財産を差し押さえるにあたっては、事前の通告なく、差し押さえを実施します。
- 【どんな財産を差し押さえるの?】**
預貯金、給与、生命保険や売掛金、不動産、自動車、動産(貴金属類、腕時計、ハンドバック等)など、換価が有効と判断される財産について、差し押さえを実施します。
- 【どうやって財産を調査するの?】**
各金融機関に対する預貯金の調査や、勤務先への給与調査、取引先への売掛金調査などを実施します。
- 【財産が発見できない場合は?】**
各調査で財産が発見できなかった場合には、警察官などの立会いの上、複数の市役所職員が自宅や店舗などを訪れて捜索を実施し、直接財産を差し押さえる場合があります。

市税などの差押・公売実績

(単位:件)

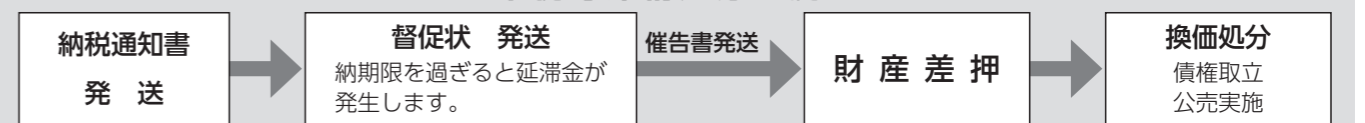
		22年度	23年度	24年度
差押	不動産	24	7	12
	預金	355	455	318
	所得税還付金	0	29	11
	給与	2	11	10
	生命保険	72	81	33
	その他	9	14	8
公売	合計	462	597	392
	動産	5	8	0
	不動産	0	0	0
合計		5	8	0

事務所・居住の捜索



不動産の差押から公売

～市税等滞納処分の流れ～



人事行政の運営状況等を公表

市職員の給与や勤務条件の状況など、人事行政の運営状況をお知らせします。

問合せ ☐ 総務課

(3) 職員の初任給の状況 (平成25年4月1日現在)

区分	職种	学歴	初任給
桶川市	一般行政職	大学卒	178,800円
		高校卒	149,800円
埼玉県	一般行政職	大学卒	178,800円
		高校卒	144,500円
国	一般行政職	大学卒	172,200円
		高校卒	140,100円

(4) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況 (平成25年4月1日現在)

区分	学歴	経験年数10年以上15年未満	経験年数20年以上25年未満
一般行政職	大学卒	287,562円	383,839円
	高校卒	239,683円	353,488円

(5) 人件費の状況 (平成24年度普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費比率 (B/A)	注) 人件費には、特別職に支給される給料、報酬等を含みます。
24年度	平成25年3月31日現在 75,447人	千円 19,914,158	千円 685,192	千円 3,725,692	% 18.7	

(6) 一般行政職の級別職員数の状況 (平成25年4月1日現在) (標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計
標準的な職務内容	主事補技師補	主事技師	主任	主査	主幹	課長	次長	部長	
職員数	33	76	51	66	28	28	13	6	301
構成比	11.0%	25.2%	16.9%	21.9%	9.3%	9.3%	4.3%	2.0%	100%

(7) 職員手当の状況 (平成25年4月5日現在)

区分	期末・勤勉手当	退職手当	扶養手当(月額)	住居手当(月額)	地域手当
桶川市	年間支給率3.95月分(2.1月分) 職制上の段階、職務等による加算措置 ()は、再任用短時間勤務職員に係る支給割合	勤続年数 自己都合 勤奨・定年 勤続20年 23.03月分 28.7875月分 勤続25年 32.83月分 33.955月分 勤続35年 46.55月分 55.86月分 最高限度 55.86月分 55.86月分	配偶者 13,000円 配偶者以外 6,500円 満16~22歳までの子 5,000円加算	借家等居住者 最高27,000円まで 持家居住者 4,500円	(支給率) 3%
国	年間支給率3.95月分(2.1月分) 職制上の段階、職務等による加算措置 ()は、再任用短時間勤務職員に係る支給割合	勤続年数 自己都合 勤奨・定年 勤続20年 23.03月分 28.7875月分 勤続25年 32.83月分 33.955月分 勤続35年 46.55月分 55.86月分 最高限度 55.86月分 55.86月分	配偶者 13,000円 配偶者以外 6,500円 満16~22歳までの子 5,000円加算	借家等居住者 最高27,000円まで	(支給率) 3% 桶川市地域

地域手当	地域における民間の賃金水準や物価等の事情を考慮して支給する手当
通勤手当	交通機関利用者は運賃相当額、交通用具利用者は距離に応じて算出した額
特殊勤務手当	著しく危険、不快な業務など、特殊な業務に従事する職員に対して支給する手当、清掃作業手当や行旅死亡人取扱手当など6種類
時間外手当	(1時間当たりの算出方法) $\frac{(\text{給料月額} + \text{地域手当}) \times 12\text{月}}{(1\text{週間の勤務時間} \times 52) - (\text{祝日および年末年始の休日の日数} \times 1\text{日の勤務時間})} \times \frac{125}{100} \sim \frac{175}{100}$

(8) 特別職の報酬の状況 (平成25年4月1日現在)

区分	給料月額等	期末手当
市長	912,000円	年間3.50月分
副市長	780,000円	
議長	437,000円	年間3.75月分 ※支給額の5%減額
副議長	384,000円	
議員	358,000円	

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況 (平成25年4月1日現在)

1週間の勤務時間	勤務時間の割り振り			
38時間45分	始業	終業	休憩時間	休日
	8:30	17:15	60分	土・日曜日

(2) 年次有給休暇の取得状況 (平成24年4月1日~平成25年3月31日)

総付与日数	総取得日数	対象職員数	平均取得日数
15,717日	4,217日	414人	10.2日

(3) 育児休業等取得状況 (平成24年4月1日~平成25年3月31日)

区分	男	女
継続	0	7
新規	0	9

(4) 時間外勤務の状況 (平成24年4月1日~平成25年3月31日)

対象職員数	時間外勤務総時間数	平均時間外勤務時間数(1ヵ月)
309	38,375	10.3

1 職員の任免および職員数に関する状況

(1) 新規採用の状況 (平成25年4月1日現在)

区分	受験人数	新規採用			再任用	任期付
		男	女	合計		
一般行政職	123	19	9	28	20	8
事務職(一般)	70	9	5	14	14	5
事務職(社会福祉士)	19	2	3	5	0	0
技術職(土木)	22	2	0	2	2	0
技術職(建築)	9	5	1	6	3	0
保育士	3	1	0	1	0	3
現業職	-	-	-	-	1	0

※再任用、任期付については、平成25年4月1日に在籍している職員数です。

(2) 退職の状況 (平成24年4月1日~平成25年3月31日)

区分	定年退職	勤奨退職	その他						合計
			普通退職	分限免職	懲戒免職	失職	死亡退職	任期満了	
一般行政職	15	5	2	0	0	0	1	6	29
現業職	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(4) 職位別昇格者数 (平成25年4月1日付)

職位	部長級	次長級	課長級	主幹級	主査級	主任級	主事級
昇格者数	3	5	7	4	7	7	22

(5) 職員数の状況 (各年4月1日現在)

職員数	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
	459	450	449	439	435	434	430	430	433	437

2 職員の給与の状況

(1) 職員給与費の状況 (平成25年度普通会計予算)

区分	職員数	給与費			
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計
25年度	424人	千円 1,573,869	千円 323,522	千円 569,456	千円 2,466,847

注1) 職員手当には退職手当を含みません。
注2) 給与費は当初予算に計上された額です。

(3) 部門別職員数 (各年4月1日現在: 地方公共団体定員管理調査から)

部門	職員数		対前年増減
	H24	H25	
議会	6	6	0
総務	93	93	0
税務	29	30	+1
労働	1	1	0
農水	5	5	0
商工	4	6	+2
土木	55	57	+2
民生	119	119	0
衛生	38	37	△1
一般行政計 A	350	354	+4
教育	53	53	0
特別行政計 B	53	53	0
普通会計の計 C=A+B	403	407	+4
下水	11	10	△1
その他	19	20	+1
公営企業の計 D	30	30	0
合計 C+D	433	437	+4

※地方公務員の育児休業等に関する法律に基づく任期付職員については除外しています。

(2) 職員の平均給料月額および平均年齢の状況 (平成25年4月1日現在)

一般行政職	
平均給料月額	平均年齢
312,863円	39.7歳

4 職員の分限および懲戒処分の状況

(平成24年4月1日～平成25年3月31日)

(1)分限処分 3人 (2)懲戒処分 0人

5 職員のサービスの状況

(1)職員の守るべき義務の概要

法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等の従事制限

(2)営利企業等従事の許可状況 (平成24年4月1日～平成25年3月31日)

1件(区長委嘱) 1件(学校評議員) 1件(栄養指導)

6 職員の研修および勤務成績の評定の状況

(1)職員研修の概要 (平成24年4月1日～平成25年3月31日) 延べ455人参加

①階層別研修 166人

内訳…新規採用職員研修(前期・後期)、中堅職員研修Ⅱ(意識改革研修)、中堅職員研修Ⅲ(地方自治法)、主査級研修、主幹級研修、課長級研修 ほか

②特別研修 170人

内訳…人事評価者研修、クレーム対応研修 ほか

③派遣研修 119人

内訳…自治大学校、自治人材開発センター、市町村アカデミー、北足立北部共同研修会 ほか

(2)職員の勤務成績の評定方法および活用方法の概要

職務遂行に現れた職員の保有する知識、能力、執務姿勢などを職員ごとに評価し、評価結果を人事配置や職員の処遇に反映しています。

7 職員の福祉および利益の保護の状況

(平成24年4月1日～平成25年3月31日)

(1)定期健康診断の実施状況 410人

(2)公務災害等の発生状況 公務中 3件 通勤中 1件

8 埼玉県央広域公平委員会からの報告事項

(1)勤務条件に関する措置の要求の状況 平成24年度は、措置要求案件はありませんでした。

(2)不利益処分に関する不服申立ての状況 平成24年度は、不服申立て案件はありませんでした。

※ 給与減額措置の状況

桶川市では、国家公務員の給与減額支給措置を踏まえて職員および特別職について給与減額措置を講じています。

(1)減額の期間 平成25年7月1日～平成26年3月31日

(2)職員の減額内容 (給料および地域手当)

職務の級等の区分 (主な職名)		支給減額率
一般行政職	8級～6級 (部長、次長、課長等)	△9.77%
	5級・4級 (主幹、主査)	△7.77%
	3級 (主任)	△6.77%
	2級・1級 (主事、主事補等)	△4.77%
現業職		△4.77%

(3)特別職の減額内容 (給料)

区分	支給減額率	減額後給与額
市長	△15%	775,200円
副市長	△10%	702,000円
教育長	△10%	651,600円

(4)削減額 112,860千円